

つくばみらい市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

つくばみらい市では、「水俣条約」締約国会議により、令和9年に直管型蛍光灯の製造と輸出入を禁止することが国際的に合意されたことを受けて、現在蛍光灯等を利用して公共施設において、リースによるLED照明への更新と設置した照明の保守・維持管理に係る事業を実施する。

実施にあたっては、価格のみではなく優れた提案力を有する事業者を選ぶ必要があることから、公募型プロポーザルにより審査を行う。審査の結果、最も優れている提案を行った事業者（以下「最優先候補者」という。）は、市と協議を行い、合意に至った場合、契約を締結する。

本事業を通じて、「効率的な照明更新」「公共施設の節電」を実現し、最優先候補者と連携して、照明のLED化を実施する。

この実施要領（以下「本要領」という。）は、市が発注する本事業の最優先候補者を決定する手続きを定めたものである。

2 業務概要

（1）事業名

本業務の業務名は「つくばみらい市公共施設照明LED化事業」とする。

（2）対象施設

89施設（施設一覧及び照明数は【資料1】つくばみらい市公共施設照明LED化事業 対象施設及び照明数一覧のとおり）

（3）対象業務

【資料2】つくばみらい市公共施設照明LED化事業仕様書案のとおり

（4）業務の内容

【資料2】つくばみらい市公共施設照明LED化事業仕様書案と最優先候補者の提案内容に基づき、協議・調整を行い、最終的な仕様書を確定するものとする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和24年3月31日まで

※リース料支払い期間は15年間とし、開始時期は市と最優先候補者で協議する。

※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) つくばみらい市暴力団排除条例（平成24年つくばみらい市条例第6号）第2条第1号に規定する者でないこと。
- (3) 国税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (5) 日本国内に本店がある法人。
- (6) つくばみらい市指名競争入札参加資格者名簿に記載があること。
- (7) つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 本業務と類似の事業履行実績（施設照明のLED更新やESCO等の総合的な業務）を有すること。ただし、実績は公共事業でなくても構わない。
- (9) 共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。
 - ①共同企業体の代表構成員が申込み者であること。
 - ②共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
 - ③共同企業体の代表構成員については、上記（1）～（8）の要件を満たし、その他構成員については、上記（1）～（7）の要件を満たしていること。

5 提案上限額

リース料総額：950,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※リース料支払い期間は15年間とし、開始時期は市と最優先候補者で協議する。

6 スケジュール

公募開始、質問の受付開始	令和7年12月19日（金）
質問の受付期限	令和7年12月26日（金）午後5時まで
質問の回答期限	令和8年 1月 9日（金）午後5時まで
参加申込書の受付期限	令和8年 1月 16日（金）午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和8年 1月 26日（月）午後5時まで
第1次審査（書類審査）結果通知	令和8年 2月 2日（月）
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年 2月 10日（火）
審査結果の通知、公表	令和8年 2月 16日（月）
最優先候補者との協議	令和8年 2月より開始
契約締結	令和8年3月下旬

7 質問受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問受付

①期限

令和7年12月26日（金）午後5時まで

②提出方法

【様式1】質問書に記入のうえ、つくばみらい市財政課に電子データで提出すること。

データ容量は全体で10メガバイト以内とすること。

データの送付先：zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp

③メールのタイトルは「【事業者名】公共施設照明LED化事業プロポーザル質問」とすること。

(2) 質問回答

①回答期日

令和8年1月9日（金）午後5時まで

②回答方法

市ホームページに掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 本要領、仕様書等の配布期間及び方法

①配布期間

令和7年12月19日（金）から

②配布方法

市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出書類

①【様式2】公募型プロポーザル参加申込書

②履歴事項全部事項証明書又は現在事項全部証明書

(3) 提出方法

①提出書類及び添付資料を、つくばみらい市財政課まで電子データで提出すること。

データの送付先：zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp

②メールのタイトルは「【事業者名】公共施設照明LED化事業プロポーザル参加申込み」とすること。

(4) 参加申込期限

令和8年1月16日（金）午後5時まで

9 企画提案書類の提出等

公募型プロポーザル参加申込書の提出を行った者は、以下により企画提案書類を提出

すること。なお、企画提案書類の作成にあたっては、【資料3】公共施設照明LED化事業プロポーザル採点基準表で示す評価項目及び評価基準を参考とすること。

(1) 提出書類

- ①【様式3】企画提案書類提出届
- ②【様式4】業務実績書
- ③【様式5】企画提案書（A4版片面20ページ以内で作成すること。）
- ④見積書（任意様式、明細を添付するなど積算根拠を明確にすること）

(2) 提出先

つくばみらい市財政課（〒300-2395　つくばみらい市福田195）

(3) 提出期限

令和8年1月26日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

- ①持参又は郵送によるものとする。郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。
- ②作成した企画提案書は、電子データでも提出すること。
データの送付先：zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp
- ③電子データのフォーマットはPDFファイルとすること。
- ④データ容量は全体で10メガバイト以内とすること。
- ⑤メールのタイトルは「【事業者名】公共施設照明LED化事業プロポーザル企画提案書」とすること。

(5) 提出部数

正本1部、副本1部、計2部

(6) 提出様式

上記の部数をそれぞれ1部ずつフラットファイルで綴じること。

フラットファイルの表紙に「正本」「副本」と記載すること。

1.0 留意事項

- (1) 参加事業者は公募型プロポーザル参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 企画提案書類の提出後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、参加事業者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書類は返却しない。
- (5) 提出書類の提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

1.1 審査方法

- (1) 審査手順は、第1次審査及び第2次審査の2段階で実施される。第2次審査の点が最も高い者を最優先候補者として選定する。ただし、採点結果が540点未満だった場

合、不採用とする。

- ①第1次審査は、つくばみらい市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル第1次審査委員会の委員（以下「1次審査委員」という。）が提出された企画提案書について、【資料3】公共施設照明LED化事業プロポーザル採点基準表に示す基準に従って書類審査を行い、得点の合計が最も高い提案から上位4者を選考する。ただし、参加事業者が4者に満たないときは4者に満たない事業者を選考することがある。参加事業者が1者のみの場合は、その者を第2次審査の事業者とする。なお、第1次審査の結果は令和8年2月2日（月）までに全参加事業者に書面で通知する。
- ②第2次審査は、非公開で行い、第1次審査で選考された参加事業者を対象につくばみらい市公共施設照明LED化事業公募型プロポーザル第2次審査委員会の委員（以下「2次審査委員」という。）が、企画提案書類の書類審査及びプレゼンテーション（1者あたり45分程度（準備5分、説明時間20分、質疑15分、片付け5分程度））に対し【資料3】公共施設照明LED化事業プロポーザル採点基準表で示す評価項目及び評価基準に基づき審査する。
- ③集合時間等については、第1次審査で選考された参加事業者に別途通知する。
- ④プレゼンテーションに必要なパソコン、レーザーpointer等の機器は参加事業者にて準備すること。ただし、プロジェクター、HDMIケーブル、マイク、スピーカー、電源は市が用意する。なお、当市で用意した機材と適合せずプレゼンテーション等に支障を生じたとしても、当市は一切関知しない。

- （2）第2次審査の合計点が最も高い参加事業者が複数いた場合は、次の優先順位で最優先候補者を選定する。

第一順位：最も多くの委員から1位に評価された参加事業者を選定する。

第二順位：第一順位で同数の参加事業者がいた場合、委員の多数決により選定する。

- （3）審査の結果、失格要件に該当すると判断された参加事業者については、順位付けから除外する。

1.2 結果の通知

参加事業者には、合計点及び順位を記した「選定結果書」を、令和8年2月16日（月）に送付する。なお、審査結果に対する異議の申立て及び合計点、順位以外の評価内容の開示請求には応じない。結果は、最優先候補者、次位の参加事業者の社名を付して、市ホームページで公表する。

1.3 無効となる参加申込書類又は企画提案書類

参加申込書類又は企画提案書類が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

- （1）提出先、提出期限、提出方法に適合しないもの
（2）指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

1 4 失格とする参加事業者

(1) 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

- ①本要領「5 提案上限額」の金額を超えた見積書を提出した場合
- ②企画提案書類に虚偽の内容を記載した場合には失格とともに、指名停止の措置を行うことがある。

(2) 参加事業者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

- ①本要領に定める手続き以外の方法により、委員または関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合、又は不正な行為をしたと認められる場合
- ②その他審査委員会が不適格と認めた場合

1 5 契約に向けた流れ

(1) 仕様書の協議等

審査委員会で選定した最優先候補者と市が協議し、仕様を確定したうえで契約を締結する。また、協議の結果を受けて最優先候補者が本業務の受託を辞退した場合や、契約締結日までに最優先候補者がつくばみらい市から指名停止措置を受けた場合などについては、本プロポーザルの結果における上位の参加事業者から順に、優先交渉権を移行することとする。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は本要領「5 提案上限額」を超えないものとする。

(3) 契約時期

令和8年3月下旬

1 6 その他

(1) 提出書類について

- ①提出書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- ②提出書類は、つくばみらい市情報公開条例(平成18年3月27日条例第9号)に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。開示請求があった場合は、同条例第7条各号に定める部分を除き、公開することがある

<問い合わせ及び書類提出先>

〒300-2395 つくばみらい市福田195

つくばみらい市財政課 担当：寺田、直井

TEL：0297-58-2111 E-mail：zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp